

人材紹介コンサルティング業務の委託に関する契約書

XXXXXXXXXXXX (以下、「甲」という。)と株式会社システムリンク (以下、「乙」という。)とは、人材紹介コンサルティング業務の委託に関し、以下の通り契約する。

第1条 (委託業務内容)

甲は乙に、甲が指定する要件を備えた人材の探査、調査、評価、紹介、選考等に関するコンサルティング業務 (以下、「本業務」という) を委託するものとする。

第2条 (委託手数料)

乙が甲に紹介した人材 (以下、「紹介者」という) を、甲が選考を実施した後に内定が決定した場合、本業務の委託手数料 (以下、「委託手数料」という) として甲は乙に対し支払うものとする。

新卒者 : 80 万円 (IT なび研修を 3 ヶ月受講した場合は 40 万円を返金するものとする)

未経験者 : 60 万円

経験者 : 採用初年度換算分の 30% (紹介料下限は 90 万とする)

ここでいう「紹介者の採用初年度換算分」とは、該当者に支払われる採用初年度予定年収 (通勤費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む) ものとする。

尚、委託手数料は、内定決定後に増減することはできないものとする。

※委託手数料はすべて消費税抜きの金額表示である。

第3条 (採用決定)

甲は乙に対して、初回面接日より 10 営業日以内に、内定決定通知書・労働条件通知書・乙が指定する書類の発行をもって紹介者の採用を決定するものとする。内定決定通知書、労働条件通知書は、紹介者の氏名・入社日、及び甲の社名・住所・労働条件などが記載され、且つ、甲の捺印がなされているものとする。

第4条 (返金)

1. 内定辞退

甲の都合による紹介者の内定取消の場合は、本条に定める返金の対象には該当しないものとする。

紹介者 (新卒者、未経験者、経験者) が入社前に、紹介者の責めに起因する事由により、内定を辞退したときは、乙は第2条に基づいて支払われた委託手数料 (消費税を含む) を甲へ全額返還するものとする。

2. 退職

紹介者 (新卒者、未経験者、経験者) が入社後、紹介者の責めに起因する事由により 1 ヶ月未満で退職したときは、乙は以下の割合で、第2条に基づいて支払われた委託手数料 (消費税を含む) を甲に返還するものとする。

(1) 入社日から 1 ヶ月未満 50%

尚、名目上、もしくは形式上の理由にかかわらず、紹介者の退職が、甲の紹介者に対する労働条件が採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合、または甲の紹介者に対する法令違反行為に起因する場合は本条の返金に関する定めは適用されないものとする。また、甲の事由に起因する紹介者の退職、及び甲の都合による紹介者の解雇もしくは紹介者の死亡等、不測の事態による退職の場合も本条に定める返金の対象には該当しないものとする。

第5条 (支払い方法)

甲は、紹介者が内定を承諾した月の翌月末までに、本契約第2条に定める委託手数料を乙が指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

なお、IT なび研修を 3 ヶ月受講した場合は、受講終了日の翌月末に委託手数料 40 万円を返金するものとする。

第6条 (禁止事項)

甲と紹介者との間での直接連絡（電話連絡、メール連絡など）は、内定確定するまでの間、一切禁止とする。但し、乙が甲に対して、承諾をした場合はこの限りではない。

第7条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上の機密に関する情報その他周囲の状況から秘密として保護されるべきと認められる情報について、相手方の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、本契約の期間中及びその後においても、第三者に対し開示し又は漏洩してはならない。

第8条 (信義誠実)

乙は甲の意図に添うよう、信義誠実の原則に従って本業務を遂行する。

第9条 (協議)

本契約における規定の解釈又は規定の無い事項について、甲乙間に疑義を生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議、解決するものとする。

第10条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日より起算し1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から変更もしくは解約についての意思表示が無い限り、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。
2. 本契約第7条については、本契約有効期間終了後であっても効力は有するものとする。
3. 第2条に基づき既に発生した紹介手数料、及び第4条により発生した手数料の返金が未履行である場合は、その完済まで消滅せず本契約終了後もその限度でこれに関連する本契約上の定めはなお有効とする。

第11条 (法令遵守)

甲及び乙は、職業安定法等の、職業紹介に関する法規、労働基準法等の労働関係に関する法規、個人情報保護に関する法規、その他本契約ないし本業務に適用される一切の日本国法規を遵守する。

第12条 (裁判管轄)

本契約に関する甲乙間の一切の訴訟については、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 所在地

社名

代表者

印

(乙) 所在地 東京都中央区日本橋小網町 11-10 岩尾大和ビル 2階

社名 株式会社 システムリンク

代表者 代表取締役 田中 建士 印